

議案第 5 8 号

天理市国民健康保険条例等の一部改正について

天理市国民健康保険条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第11条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(天理市介護保険条例の一部改正)

第2条 天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同

項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 天理市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準

割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の天理市国民健康保険条例第22条及び附則第11条、天理市介護保険条例第7条及び附則第6条並びに天理市後期高齢者医療に関する条例第6条及び附則第3条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料及び天理市後期高齢者医療の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。